省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第一号ロ、ハ、ニ、ト、チ若しくはリに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。以下「本人確認」という。）を行った場合又は加入個別信用購入あっせん業者が当該介護保険の被保険者証の提示若しくは当該介護保険の被保険者証に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん業者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第一号ロ、ハ、ニ、ト、チ若しくはリに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。以下「本人確認」という。）を行った場合又は加入個別信用購入あっせん業者が当該医療保険被保険者証等の提示若しくは当該医療保険被保険者証等に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

七　［略］

２～３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

○環境省令第二十四号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項第一号イの規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月一日

環境大臣　小泉進次郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとして改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
別表第三	
一・二	（略）
三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物 一　次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの (1)　主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のみから成るプラスチックのくず (i)　ポリエチレン（別名ＰＥ）のくず (ii)　ポリプロピレン（別名ＰＰ）のくず (iii)　ポリスチレン（別名ＰＳ）のくず (iv)　アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名ＡＢＳ）のくず (v)　ポリエチレンテレフタレート（別名ＰＥＴ）のくず
（略）	B三〇一一

改正前	
別表第三	
一・二	（略）
三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物 一　次に掲げる固形状のプラスチック又はこれらの混合物であって、再生利用するために調製されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。） イ　重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくずであって次に掲げる物 (1)　エチレンの重合体のくず (2)　スチレンの重合体のくず (3)　ポリプロピレンのくず (4)　ポリエチレンテレフタラートのくず (5)　アクリロニトリルの重合体のくず (6)　ブタジエンの重合体のくず (7)　ポリアセタールのくず (8)　ポリアミドのくず
（略）	B三〇一〇